別表第１号表

第１号表の１

短　　期　　経　　理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　略］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［略］	［略］	経常収益	［略］	［略］
				前期高齢者交付金 出産育児交付金	
	［略］	［略］	［略］	［略］	
	出産育児関係事務費拠出金 病床転換支援金				
		病床転換支援金 事務費拠出金			
	介護納付金 流行初期医療確保拠出金				
		流行初期医療確保拠出金 流行初期医療確保関係事務費拠出金			
［略］	［略］	［略］			

別表第１号表

第１号表の１

短　　期　　経　　理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

［表　同左］

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	［同左］	［同左］	経常収益	［同左］	［同左］
				前期高齢者交付金	
	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	
	病床転換支援金				
		病床転換支援金 事務費拠出金			
	介護納付金				
［同左］	［同左］	［同左］			

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、令和六年四月一日から施行する。

（様式の特例）

第二条　この命令の施行の際現に交付されているこの命令による改正前の別紙様式第二十五号による限度額適用認定証及び別紙様式第二十五号の二による限度額適用・標準負担額減額認定証は、それぞれこの命令による改正後の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の様式によるものとみなす。

第三条　この命令の施行の際現に存するこの命令による改正前の別紙様式第二十五号及び別紙様式第二十五号の二の用紙は、当分の間、これを取り繕い使用することができる。